埼玉県専門里親制度実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、児童虐待、非行、障害等により保護を要する児童のうち、 一定の専門的ケアを必要とする児童を家庭的な環境の下で個別的専門的な 処遇を行うため、期間を定めて専門里親に委託し、養育する専門里親制度に ついて、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 埼玉県の専門里親制度は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号。 以下次条において「法」という。)、「児童福祉法施行規則」(昭和23年 厚生労働省令第11号。以下「規則」という。)、「里親が行う養育に関す る最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」とい う。)等関係法令のほか、児童福祉法施行細則(昭和42年埼玉県規則第5 9号)、埼玉県児童相談所事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)、 埼玉県児童相談所里親事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)によ るものとする。

(定義)

第2条 専門里親とは、規則第1条の35各号に掲げる要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)のうち、埼玉県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

(委託対象児童)

- 第3条 専門里親への委託児童は、規則第1条の35各号に掲げる児童であって、委託に当たり、里親家庭での専門的ケアが特に必要と見込まれること。
- 2 委託に当たっては、保護者が委託することについて同意していること。ただし、保護者が行方不明等の理由により同意を得ることができない場合はこの限りではない。

(委託候補児の選定)

- 第4条 児童相談所長は、専門里親への委託に係る児童の選定に当たって、事 務処理要領第三章第3の診断会議に諮ることとする。
- 2 診断会議に諮るに当たっては、心理判定を行ったうえで、必要に応じて嘱託医(精神科医又は小児科医)の所見を得ることとする。

(児童の委託)

第5条 児童相談所長は、事務処理要領第三章第4の処遇会議において、調査、 判定等をもとに慎重に要件の事実認定を行い、適切と判断される場合につい て、専門里親への委託を決定すること。 2 児童相談所長は、専門里親への委託を行うに当たり、必要に応じて児童福祉審議会に意見を求めることができる。

(養育計画)

- 第6条 児童相談所長は、児童の委託開始前にあらかじめ養育計画を作成しなければならない。
- 2 養育計画の作成に当たっては、児童、保護者、里親の意見を聴かなければ ならない。なお、施設入所児童を委託児童とするときは、当該施設長の意見 を求めなければならない。
- 3 児童相談所長は、専門里親に児童を委託する時に、専門里親に対し養育計画の内容について説明し、書面を交付しなければならない。
- 4 養育計画において、委託児童及び専門里親を所管する児童相談所等への通 所等を定めることができる。
- 5 児童相談所長は、最低基準第11条に則り、専門里親が養育計画の取扱い に注意し、記載内容等から知り得た秘密を漏らしてはならないよう、適切な 指導を行わなければならない。

(委託児童票)

- 第7条 児童相談所長は、専門里親に児童を委託する時には、委託児童票を交付しなければならない。
- 2 委託児童票には、委託する理由、委託児童の生育歴等の専門里親が児童を 養育するに当たって必要と認められる事項について記載することとする。
- 3 児童相談所長は、最低基準第11条に則り、専門里親が委託児童票の取扱いに注意し、記載内容等から知り得た秘密を漏らしてはならないよう、適切な指導を行わなければならない。

(委託の更新・変更・解除)

- 第8条 児童相談所長は、事前にこども安全課と協議の上、最低基準第18条 ただし書きにより養育期間を更新することができる。
- 2 児童相談所長は、委託期間満了の日までに当該児童の養育状況等を調査 し、前項による協議を経て、更新の可否について処遇会議で決定する。
- 3 児童相談所長は、養育期間を更新する場合は、新たな養育計画を作成することとする。
- 4 第2項の調査及び協議の結果、家庭復帰が可能になった場合、又は委託当初の心身への有害な影響が除去されるに至った場合は、専門里親委託を解除し、適切な措置をとることとする。
- 5 前項の場合において、引き続き当該里親家庭での養育が望ましいと認められる場合は、養育里親への委託に措置変更することができる。
- 6 養育里親として委託している児童を専門里親への委託に措置変更しよう

とする場合には、第4条及び第5条の規定に従って委託を決定し、新たな養育計画を作成しなければならない。

7 児童相談所長は、委託の更新、変更又は解除を行うに当たり、必要に応じて児童福祉審議会に意見を求めることができる。

(管外委託時の養育計画作成)

第9条 児童相談所長は、県内の管轄外の地域に居住する専門里親に委託するときは、当該専門里親を所管する児童相談所長と協議の上、第6条第1項の養育計画を作成するとともに、措置結果通知書、フェイスシート及び養育計画書等関係書類を送付することとする。

(報告・調査等)

第10条 児童相談所長は、最低基準に定める基準を維持するため、専門里親 に対し報告を求め、又は職員に調査等をさせることができる。

(養育記録・養育報告)

- 第11条 児童相談所長は、専門里親に、委託児童の養育記録を作成させなければならない。
- 2 児童相談所長は、専門里親に対し、事務取扱要領第22条第1項に定める別記様式第13の1号又は2号の養育状況報告書により年1回その養育状況を報告させるとともに、事務取扱要領第22条第2項による訪問調査を行うなどにより、専門里親が養育計画に従った養育を行っているかを確認しなければならない。

(家庭環境の調整)

第12条 児童相談所長は、専門里親の協力を得て、市町村等の関係機関と連携し、児童の家庭復帰のために委託児童の家庭環境の調整を行うこととする。

附則

この要綱は、平成15年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。